

4036 日インド経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日インド経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約 94%（日本からの輸出額の約 90%、インドからの輸入額の約 98%）についてこの協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

(イ) 農産品

- ・即時関税撤廃：ドリアン、アスパラガス（生鮮及び冷蔵のもの）
- ・段階的関税撤廃：カレー、とうがらし（生鮮及び冷蔵のもの）

(ロ) 水産品

- ・即時関税撤廃：えび
- ・段階的関税撤廃：さめ魚肉、シーバス

(ハ) 林産品

- ・即時関税撤廃：製材等

2. インドの主な譲許内容

- ・段階的関税撤廃：盆栽、ながいも、桃、いちご、柿

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

日本に輸入される鉱工業品のほぼすべてが即時関税撤廃されます。

2. インドの主な譲許内容

(イ) 自動車部品

- ・段階的関税削減：ギアボックス、ディーゼルエンジン

(ロ) 電気・電子製品

- ・段階的関税撤廃：DVDプレーヤー、デジタルカメラ